

3 見直しのポイント

今回の基本構想の見直しのポイントは2つあります。

1 生活関連経路の見直し

生活関連経路のバリアフリー整備を進める上で、以下の3つの視点から、見直しを行いました。

更新

生活関連施設の新築・閉鎖・移転に応じて、生活関連経路を更新します。



適正化

幅が狭いなど十分に安全を確保することが難しい道路は、経路の振り替えや整備方法を検討します。



充実

駅周辺の歩行者が多い道路を生活関連経路と位置付け、歩行空間ネットワークの連続化を図ります。

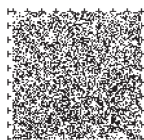


2 整備目標及び推進方策の見直し

平成23年の国の基本方針の改定に合わせて、各事業者の目標の変更や対象の拡充などを検討し、事業ごとにバリアフリー化の整備内容を見直しました。

バリアフリー新法に関連する用語解説

- 重点整備地区** 生活関連施設間の移動が通常徒歩で行われ、バリアフリーに関する事業を重点的かつ一体的に実施することを目指すために指定した地区
- 生活関連施設** 高齢者、障がい者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他の施設
- 生活関連経路** 生活関連施設間を結ぶ経路のうち、優先的にバリアフリーに配慮すべき道路
- 特定事業計画** 基本構想に基づき、各施設管理者が作成する事業計画



II 重点整備地区と生活関連経路

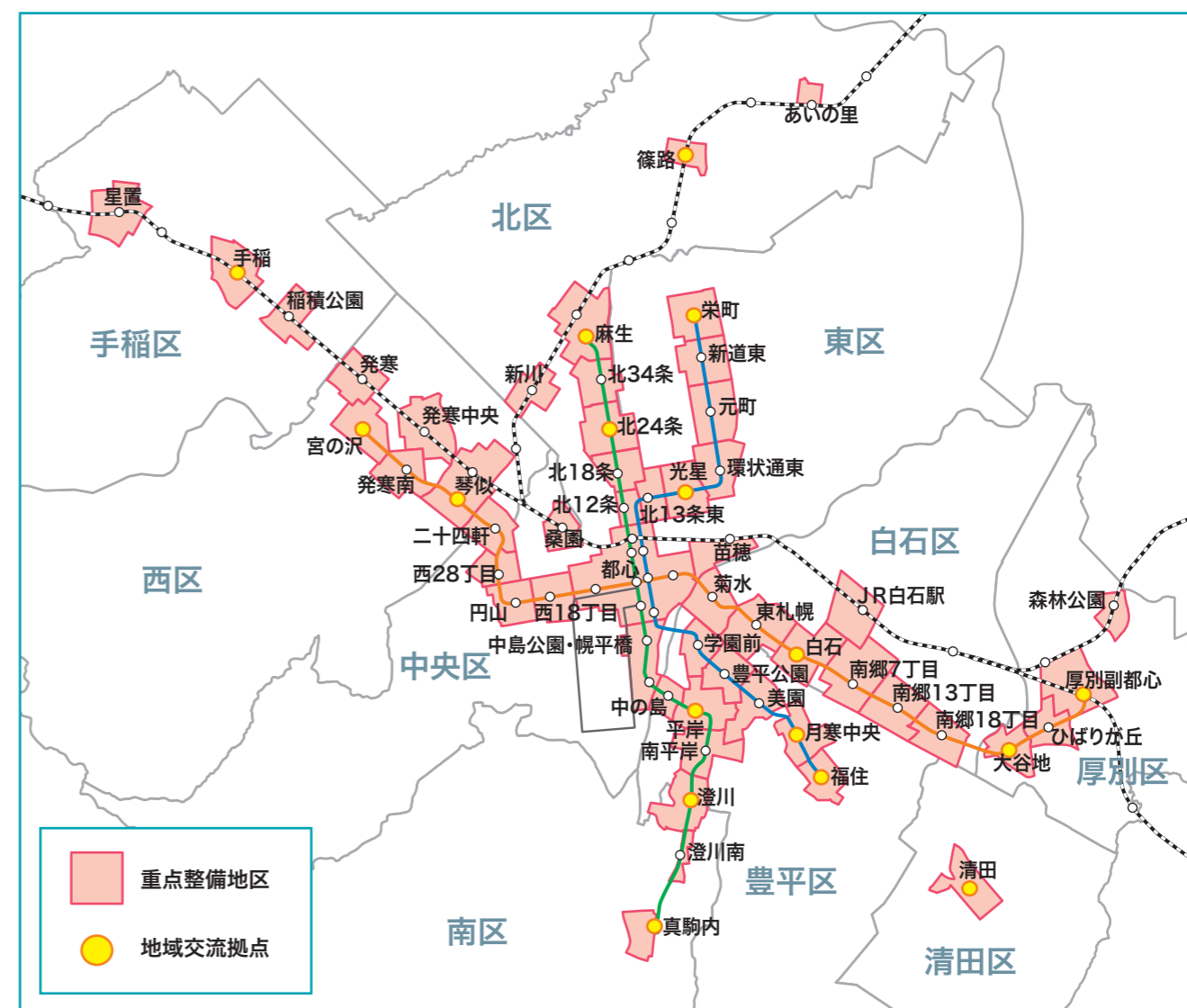
1 重点整備地区の設定

効率的なバリアフリー化整備を進めるために、「地域交流拠点※」及び「1日平均の乗降客数が5,000人以上の地下鉄・JR駅(平成20年度時点)」を中心とした徒歩圏(概ね半径500mあるいは1km四方の範囲)について、生活関連施設の立地状況を踏まえて、53の重点整備地区を設定しました。

※ 地域交流拠点とは

交通結節点である主要な地下鉄・JR 駅の周辺で、都市基盤の整備状況や機能集積の現況・動向などから、地域の生活を支える主要な拠点としての役割を担う地域のほか、区役所を中心に生活利便機能が集積するなどして区の拠点としての役割を担う地域

上記の考え方に基づき設定した重点整備地区は次のとおりです。



各地区の詳細については、別冊の資料「バリアフリー化推進マップ」でお知らせしていますので、そちらをご参照下さい。

